

証券コード 4274
令和5年6月8日
(電子提供措置の開始日) 令和5年6月1日

株 主 各 位

東京都あきる野市菅生1847番地
細 谷 火 工 株 式 会 社
代表取締役社長 細 谷 穰 志

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <http://www.hosoya-pyro.co.jp>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主・株式情報」にある「株主総会」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「細谷火工」又は「コード」に当社証券コード「4274」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年6月22日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年6月23日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都あきる野市菅生1847番地
当社 技術開発センター会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第72期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件
第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前頁に記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、景気に持ち直しの動きがみられ経済活動の正常化が進みました。しかしながら、ウクライナ情勢によるエネルギーコストや原材料価格の高騰、円安の影響による物価の上昇等、先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社は生産コスト上昇による収益性の低下を抑制するため、営業部門では適正な価格設定に努め、生産現場では製品別及び工程別に作業を見直すと共に機械化を進め、徹底した効率化を図りました。賃貸事業においては、火薬庫の整備を行い短期的な需要にも対応いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,761百万円（前期比1.8%減）、営業利益177百万円（同2.0%減）、経常利益183百万円（同1.7%減）、当期純利益132百万円（同4.5%増）となりました。

事業別の販売状況は、次のとおりであります。

(火工品事業) 当事業年度の売上高は1,582百万円（前期比2.6%減）となりました。主力の防衛省向け製品においては、市場の動向を踏まえ粘り強い商議を重ねましたが、前期と比べ大幅に受注が減少いたしました。その他の製品売上は概ね堅調で、景気の回復と共に評価試験や燃焼処分の受注も増加いたしました。防衛省向け製品の受注減を補えませんでした。損益面では、生産現場での効率化を目的とした改善活動が定着したことで、原価高による利益率の低下を軽減いたしました。前期契約した防衛省向け製品においては、急激な材料費高騰が吸収できず利益を押し下げました。また当社では労働条件向上のひとつとして従業員の処遇改善を継続しており、人件費を含む固定費の増加により減益となりました。この結果セグメント利益は93百万円（同11.0%減）となりました。

(賃貸事業) 当事業年度の売上高は178百万円（前期比5.4%増）となりました。火薬庫の短期契約などで賃貸収入は増加いたしました。火薬庫や商業施設の整備などによる支出も増加し、セグメント利益は125百万円（同3.6%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は64百万円です。その主なものは本社建屋改修12百万円、火工品事業における製造設備等15百万円、構築物や施設の整備22百万円、賃貸事業における整備費用9百万円などでありませ

3. 資金調達の状況

設備の新設及び所要資金は、自己資金及び一部借入金にてまかなっております。

4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 69 期 令和元年度	第 70 期 令和2年度	第 71 期 令和3年度	第 72 期 令和4年度
売 上 高(百万円)	1,549	1,557	1,794	1,761
経 常 利 益(百万円)	171	201	187	183
当 期 純 利 益(百万円)	114	143	126	132
1株当たり当期純利益 (円)	28.54	35.81	31.63	33.06
総 資 産(百万円)	3,766	4,108	4,219	4,284
純 資 産(百万円)	2,482	2,726	2,793	2,931
1株当たり純資産額 (円)	620.33	681.23	697.84	732.33

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中平均株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。
2. 「1株当たり純資産額」は、純資産を期末発行済株式総数（自己株式控除後）で除して算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

6. 対処すべき課題

当社は、事業環境の変化に対応し持続的な成長を実現させるため、収益力の強化と経営基盤の安定化を目指しております。この実現に向けた事業展開において、次の事項を主要な課題としております。

(1) 自動化及び効率化の推進

当社の、火工品を扱う菅生工場及び化成品事業の拠点である草花工場の既存設備は、火薬や危険物を扱っていることから更新が容易ではなく、老朽化や非効率化などの課題を有しておりました。しかしながら、火薬類であるからこそ、安全性の確保と共に作業環境と生産効率の向上が必要であると考え、改善を進めております。今後も、自動化や省人化並びにシステム化を進め、生産体制の最適化を図ってまいります。

(2) 研究・開発の強化

当社は、既存製品の開発及び製造で培った技術と経験を基に、基礎研究・応用研究共に充実させ、独自技術を用いた火工品開発を推進しております。今後は、防衛及び民間市場への新たな展開を図るため、付加価値を高めた製品の開発に取り組んでまいります。

また、新たな事業の柱として力を入れている化成品事業においては、国内では実績のない試作合成など、関連企業や研究機関と連携して研究・開発を継続しております。液体化成品は航空宇宙分野でも期待されており、継続的に経営資源を投入し実用化に向けた研究を進めてまいります。

(3) 賃貸事業の強化

主力事業を支えるための財務基盤の安定と、地域・社会への貢献を目指し、賃貸事業の強化に取り組んでおります。今後は、火薬庫の新たな賃貸需要に対応するため、老朽化・狭隘化した火薬庫の大型化や再整備を進めると共に、地域・社会の課題解決を目的とした不動産の取得及び活用も検討してまいります。

(4) 人的資本の強化

企業の中長期的な成長には、人材の確保と育成が重要であると考えております。生産年齢人口の減少に加え、特に製造業全体での人材不足が続く中、当社では、大学や研究室との連携や各関連団体からの情報収集を継続し、優秀な人材確保に取り組んでおります。また、教育・研修プログラムを通して従業員の主体的な成長を支援し、年齢や性別などの属性に関わらず、様々な経歴やスキルを持った人材が意欲的に働き、活躍できる環境作りに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

7. 主要な事業内容

当社は火工品並びに液体化成品の製造・販売などの火工品事業と貸店舗等の賃貸事業を営んでおります。

主な製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス
火 工 品 事 業	発煙筒、信号弾、救命胴衣用インフレーター等訓練または救命・救難用火工品 航空機搭載用非常信号灯、無公害発煙筒、発煙ゴルフボール、耐水圧発煙筒等火工品 使用済核燃料再処理剤等液体化成品 安全性評価試験・火薬類燃焼処分等の受託
賃 貸 事 業	商業店舗、試験施設、火薬庫

8. 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社 工 場	東京都あきる野市
草 花 工 場	同上
東 京 営 業 所	東京都新宿区

9. 従業員の状況

従 業 員 数	対前期比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
87名	1名増	46.1歳	8.3年

10. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	300百万円
西 武 信 用 金 庫	247
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	100
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100

11. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 8,064,000株
2. 発行済株式の総数 4,032,000株
(うち、自己株式数 29,510株)
3. 株主数 3,351名
4. 上位10名の株主の状況

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
一般社団法人日本文化伝承会館	528	13.2
細 谷 火 工 共 栄 会	273	6.8
志 村 実	175	4.4
細 谷 亮 旗	170	4.2
西 武 信 用 金 庫	170	4.2
ナ ス 物 産 株 式 会 社	137	3.4
芹 澤 圭 二	117	2.9
日 油 株 式 会 社	100	2.5
株 式 会 社 り そ な 銀 行	95	2.4
三井住友海上火災保険株式会社	95	2.4

(注) 持株比率は、自己株式 (29,510株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（令和5年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 谷 穰 志	
取 締 役	古 山 雄 一	
取 締 役	豊 田 肇	
取 締 役	細 谷 亮 旗	株式会社ホソヤエンタープライズ 社外取締役
取 締 役	佐 藤 誠	佐藤誠公認会計士・税理士事務所 所長 あすなる監査法人 代表社員 株式会社アイティフォー 社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	田 中 澄 夫	
監 査 役	志 村 実	志村電設株式会社 代表取締役社長
監 査 役	安 藤 隆 允	安藤公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 佐藤誠氏は、社外取締役であります。
2. 志村実、安藤隆允の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役志村実氏は、従前より当社の監査役として監査業務経験が豊富であり、企業経営者としての経験と幅広い見識を有しております。
4. 監査役安藤隆允氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役佐藤誠氏及び社外監査役安藤隆允氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範

囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である取締役及び監査役がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年1月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- ①基本報酬（固定額の金銭報酬）に関する、取締役の個人別報酬等の額又は算定方法の決定方針
当社の取締役の基本報酬は、企業規模、他社の支給状況及び従業員賃金の水準を考慮し、個人の役位・職責・役割の範囲等を総合的に勘案し、決定することを基本方針とする。
- ②取締役の個人別報酬等のうち、業績連動報酬等にかかる業績指標の内容及び金額（算定方法）の決定方針
当社の取締役の基本報酬は、業績に連動としない固定報酬とする。
- ③取締役の個人別報酬等のうち、非金銭報酬等について、その内容及び金額（算定方法）の決定方針
当社の取締役基本報酬は、金銭のみとし、非金銭報酬等は該当しない。
- ④取締役の個人別報酬等の基本報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合の決定方針
②項、③項により、特段方針は定めず。

⑤取締役の報酬等の支給・付与の時期や条件の決定方針

当社の個人別報酬は、定時株主総会終了月の翌月から、定額の月例固定報酬とする。

⑥取締役の個人別報酬等の内容の決定について、取締役や第三者へ委任することに関する事項

当社の個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。その権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることによる。

⑦取締役の個人別報酬等の内容の決定方法（取締役や第三者への委任に関する事項以外）

⑥項により、該当しない。

(2) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長細谷穰志に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の⑥項によるものです。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	67,418 (2,800)	59,266 (2,800)	8,152 (一)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,209 (3,080)	8,918 (3,080)	291 (一)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	76,628 (5,880)	68,184 (5,880)	8,443 (一)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬額につきましては、平成28年6月24日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役1名）です。

3. 監査役の報酬額につきましては、平成9年6月27日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の数数は、3名です。

IV 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- (1) 取締役佐藤誠氏は、佐藤誠公認会計士・税理士事務所の所長、あすなる監査法人の代表社員及び株式会社アイティフォーの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - (2) 監査役志村実氏は、志村電設株式会社の代表取締役社長であります。志村電設株式会社と当社との間には電気設備工事発注等の取引関係がありますが、年間取引額は僅少であります。
 - (3) 監査役安藤隆允氏は、安藤公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 佐藤 誠	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。 取締役会において公認会計士としての豊富な経験及び知見に基づき、当社の経営全般にわたって発言を行っております。
社外監査役 志村 実	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また、監査役会6回のうち全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において豊富な経験及び知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。
社外監査役 安藤隆允	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また、監査役会6回のうち全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において豊富な経験及び知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の氏名

公認会計士	江	畑	幸	雄
公認会計士	赤	須	克	己
公認会計士	黒	須		裕

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

公認会計士	江	畑	幸	雄	2,999千円
公認会計士	赤	須	克	己	4,454千円
公認会計士	黒	須		裕	2,999千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の能力、監査の遂行状況及びその品質管理、独立性等を勘案して必要と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針について次の通り決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令及び定款等の遵守を目的として「企業行動規範」「コンプライアンス規程」等の社内規程を定め、取締役が率先垂範すると共に使用人全員に対して教育・研修により周知徹底を図る。
 - ② 法令違反等の行為又は事実を識別した場合には、速やかに取締役会及び監査役会に報告すると共に、法令違反等の未然防止、早期発見と早期解決のために「内部通報制度規程」を制定して問題点の指摘と改善策を講じる。
 - ③ 内部統制評価の計画に基づき、内部統制評価グループはコンプライアンスの状況を定期的に監査する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会の職務に係る情報・帳票類等（電磁的記録を含む。以下に同じ。）については、「文書管理規程」及び法令に基づき適正に作成、保存及び管理し、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。
 - ② 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「ITシステム管理規程」に則した管理体制でセキュリティの確保を図ると共に、継続的にその改善を図る。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 事業上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定めた「経営危機管理規程」に基づきリスク管理体制を構築する。
 - ② 各部門は、それぞれの部門に発生する可能性のあるリスクの把握に努め、内部統制評価グループは、リスク管理体制の有効性について監査を実施する。
 - ③ 経営に重大な影響を与える事態が発生した場合には、直ちに対策本部を招集し、迅速な対応を行うことにより、損失・被害を最小限にとどめる。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に職務を執行する。
 - ② 取締役会は原則月1回開催し、経営上の重要な事項は取締役会において決定される。また、取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、取締役は、その目標達成のため担当する各部門に周知徹底すると共に、業務運営を容易にするため指揮し統括管理する。
 - ③ 原則月1回開催される常勤役員会において、職務を執行する取締役及び執行役員は、職務の執行に関して十分な審議を行い、目標達成のための進捗を管理する。
- (5) 監査役による監査の実効性を確保する体制
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要と判断した場合監査役の補助使用人を任命することができる。
また、その人員の異動、評価等の人事事項に関しては監査役の意見を尊重した上で行うものとする。
 - ② 取締役及び使用人は法令に基づく事項の他、監査役の求める事項について速やかに対応し、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見した時は、法令に従い直ちに監査役に伝達する。
 - ③ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行が適切か否かを判断して手続きを行うものとする。
 - ④ 監査役と取締役及び会計監査人とは、それぞれ定期的に意見を交換する。また、取締役及び使用人は監査役から業務執行に関する事項について質問等があった時は、速やかに適切な対応を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りとなります。

(1) コンプライアンスについて

内部統制評価グループは内部監査を実施すると共に、関係部署と連携して金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行い、適宜取締役会への報告を行っております。

また、法令及び社内諸規程遵守のために、継続的な社内教育を実施しております。

(2) 取締役、監査役の職務の執行について

当事業年度は取締役会を17回開催し、業務執行に関する重要事項を決定しております。これらの会議には監査役も出席しております。

監査役は重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認しております。また、取締役、会計監査人と情報交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。

VII 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の創業から100年以上受け継がれている確固たる経営理念、日本企業としての存在価値及び当社のステークホルダーとの信頼関係を重視し、当社の企業価値を高めるものでなければならぬと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

VIII 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、より良い製品をユーザーに提供し、顧客の満足を得て利益確保を目指すことで、株主の皆様へ長期的且つ安定的な配当ができるよう、年1回期末配当を行う方針であります。当事業年度で、現社長が就任して10年目を迎えました。その間様々な改革を行った結果、工場の効率化が進み収益性の向上に繋がりました。また、厳しい経営環境が継続する中で、特に民間部門において収益性の高い受注が増加したことで予想以上の利益を確保いたしました。これらを勘案した結果、当事業年度は特別に配当予想に3円を加え、期末配当を1株当たり10円としております。

配当の決定機関は、株主総会であります。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額、株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	<2,047,245>	流動負債	<928,850>
現金及び預金	1,201,895	買掛金	78,645
電子記録債権	12,845	短期借入金	500,000
売掛金	289,193	1年内返済予定の長期借入金	111,004
商品及び製品	22,217	リース債務	13,562
仕掛品	204,694	未払金	16,373
原材料及び貯蔵品	302,590	未払費用	67,806
前払費用	6,286	未払法人税等	30,141
未収入金	481	未払消費税等	13,684
その他	7,040	前受金	18,406
		預り金	28,930
		賞与引当金	49,647
		その他	649
固定資産	<2,237,426>	固定負債	<424,684>
有形固定資産	<1,763,867>	長期借入金	136,553
建物	297,587	長期リース債務	8,628
構築物	84,778	退職給付引当金	63,254
機械装置	21,348	役員退職慰労引当金	93,467
車両運搬具	1,842	製品保証引当金	2,389
工具器具及び備品	31,752	長期預り保証金	55,139
土地	1,321,680	長期預り金	7,149
リース資産	4,879	繰延税金負債	48,667
無形固定資産	<22,620>	資産除去債務	9,434
リース資産	18,775	負債合計	1,353,534
その他	3,845	(純資産の部)	
投資その他の資産	<450,937>	株主資本	<2,660,359>
投資有価証券	446,892	資本金	<201,600>
出資金	3,125	資本剰余金	<18,121>
差入保証金	920	資本準備金	18,121
資産合計	4,284,671	利益剰余金	<2,455,392>
		利益準備金	50,400
		その他利益剰余金	2,404,992
		別途積立金	1,350,000
		繰越利益剰余金	1,054,992
		自己株式	<△14,754>
		評価・換算差額等	<270,777>
		その他有価証券評価差額金	<270,777>
		純資産合計	2,931,137
		負債・純資産合計	4,284,671

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(令和 4 年4月 1 日から
令和 5 年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,761,235
売 上 原 価		1,251,642
売 上 総 利 益		509,593
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		331,737
営 業 利 益		177,856
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	7,182	
雑 収 入	2,107	9,291
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,244	
雑 損 失	27	3,271
経 常 利 益		183,876
特 別 利 益		
保 険 差 益	3,449	3,449
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	210	210
税 引 前 当 期 純 利 益		187,115
法 人 税 等	59,891	
法 人 税 等 調 整 額	△5,092	54,799
当 期 純 利 益		132,316

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年5月8日

細谷火工株式会社
取締役会 御中

江畑公認会計士事務所
東京都千代田区
公認会計士 江 畑 幸 雄 ㊞
公認会計士赤須会計事務所
東京都千代田区
公認会計士 赤 須 克 己 ㊞
黒須公認会計士事務所
東京都豊島区
公認会計士 黒 須 裕 ㊞

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、細谷火工株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査計画に基づいた監査を実施し、監査状況及び結果については各監査役の報告を基に審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成いたしました。また、会計監査人から会計監査人の監査報告書を受領しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況の監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 江畑公認会計士事務所 公認会計士江畑幸雄、公認会計士赤須会計事務所 公認会計士赤須克己及び黒須公認会計士事務所 公認会計士黒須 裕の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月10日

細谷火工株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 澄 夫 ㊟

社外監査役 志 村 実 ㊟

社外監査役 安 藤 隆 允 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の積極的な事業展開に備えるための資金を留保するとともに、当期の業績及び今後の経営環境等を勘案し、更に株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、特別に3円を加え、1株当たり10円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は40,024,900円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和5年6月26日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第27条第2項及び第34条第2項の一部を変更するものであります。また、現行定款第27条第1項及び第34条第1項について一部字句の修正を行うものであります。

なお、現行定款第27条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、及び会計監査人の責任を予め限定できる契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第28条～第33条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役の責任免除及び責任限定契約)</u></p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第28条～第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第35条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第36条～第39条 （条文省略）</p>	<p><u>(監査役の責任免除及び責任限定契約)</u></p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第35条 （現行どおり）</p> <p><u>(会計監査人の責任免除及び責任限定契約)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第37条～第40条 （現行どおり）</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	ほそや じょうし 細谷 穰志 (昭和34年3月19日生)	昭和52年3月 防衛庁航空自衛隊入隊 昭和58年6月 当社入社 平成4年12月 株式会社ホソヤエンタープライズ 代表取締役 平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役東京営業所長 平成20年10月 当社専務取締役東京営業所長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任）	90,308株
2	ほそや りょうき 細谷 亮旗 (昭和60年10月14日生)	平成22年3月 足利工業大学大学院機械工学専攻修士 課程修了 機械工学修士 平成22年4月 足利工業大学大学院機械工学専攻研究 生入学 平成23年3月 足利工業大学大学院機械工学専攻研究 生終了 平成23年4月 当社入社 平成29年1月 当社営業課長 平成29年6月 当社取締役 平成30年6月 株式会社ホソヤエンタープライズ 社外取締役（現任） 令和5年4月 当社取締役副社長（現任）	170,000株
※ 3	まえ なに けんじ 前谷 憲治 (昭和29年11月26日生)	昭和52年4月 防衛庁航空自衛隊幹部候補生学校入隊 平成7年6月 1等空佐 平成22年11月 防衛省航空自衛隊退官 平成23年8月 東急車輛製造株式会社（現東邦車輛株 式会社）入社 平成28年11月 同社退社 平成28年12月 当社入社、当社企画室長 平成30年7月 当社執行役員経営企画室長（現任）	0株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	さとう まこと 佐藤 誠 (昭和39年7月4日生)	昭和62年4月 安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行)入社 平成6年9月 同行退社 平成8年1月 経営コンサルタント業開業 平成12年10月 監査法人太田昭和センチュリー(現EY新日本有限責任監査法人)入所 平成17年4月 公認会計士登録 平成17年4月 佐藤誠公認会計士事務所開設(現任) 平成18年2月 税理士登録 平成18年2月 佐藤誠税理士事務所開設(現任) 平成19年3月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)退所 平成19年8月 あすなる監査法人代表社員(現任) 平成22年6月 株式会社アイティフォー社外監査役 平成27年6月 株式会社アイティフォー社外取締役(監査等委員)(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	0株

- (注) 1.※印は、新任の取締役候補者であります。
- 2.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 3.各候補者が取締役に選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は各候補者(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 4.佐藤誠氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。なお、当社は佐藤誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏は独立役員となる予定であります。佐藤誠氏は過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しております。
- 5.佐藤誠氏は、現在当社社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任

期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

- 6.当社は、佐藤誠氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 7.当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。
各候補者が、取締役を選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役田中澄夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
ふるやま ゆういち 古山雄一 (昭34年3月4日生)	昭和56年4月 当社入社 平成15年12月 当社品質保証部長 平成18年4月 当社資材部長 平成19年6月 当社取締役資材部長 平成20年10月 当社取締役工場長兼技術開発センター長 平成21年8月 当社取締役工場長 平成25年6月 当社常務取締役 令和元年10月 当社取締役(現任)	2,000株

(注) 1.監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.古山雄一氏が監査役を選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該

契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

- 3.当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。

古山雄一氏が監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である、公認会計士江畑幸雄氏、公認会計士赤須克己氏、公認会計士黒須裕氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が虎ノ門有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(令和5年3月31日現在)

名 称	虎ノ門有限責任監査法人		
事 務 所 所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目1番21号 新虎ノ門実業会館5階		
沿 革	平成20年9月25日 設立		
概 要	資本金	20,000,000円	
	構成員	社員（公認会計士）	6名
		職員（公認会計士）	7名
		（その他の職員）	26名
		合計	39名

(注) 虎ノ門有限責任監査法人が選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同法人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とし

ております。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます古山雄一氏、豊田肇氏及び監査役を辞任されます田中澄夫氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、古山雄一氏、豊田肇氏については取締役会に、田中澄夫氏については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

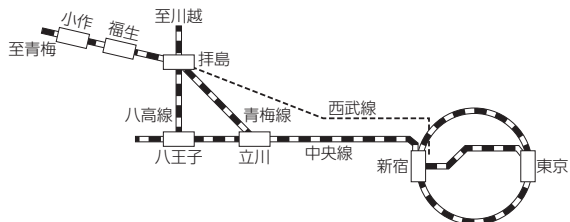
本議案の株主総会への付議は、取締役退職慰労金内規に沿って取締役会で決定しており相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな氏名	略歴
ふるやま ゆういち 古山雄一	平成19年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役 令和元年10月 当社取締役（現任）
とよだ はじめ 豊田肇	平成28年6月 当社取締役（現任）
たなか すみお 田中澄夫	平成30年6月 当社常勤監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内



—交通のご案内—

●公共交通機関をご利用の場合

JR青梅線小作駅 西東京バス「東海大菅生高校」下車、徒歩約5分
タクシー約25分

JR青梅線福生駅 タクシー約25分

●お車をご利用の場合

圏央道日の出ICより国道411号（滝山街道）の青梅方面に入り、菅生高校入口信号左折、東海大菅生高校通過後150m程です。約10分

工場見学会開催のご案内

株主総会終了後、ご希望の株主様を対象に工場見学会を開催の予定です。